

【表紙】

【発行登録番号】	2 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年12月18日
【会社名】	K Y B 株式会社
【英訳名】	KYB Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 大野 雅生
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号世界貿易センタービル
【電話番号】	0 3 (3 4 3 5) 3 5 1 1 (代表)
【事務連絡者氏名】	経理本部財務部長 大谷 武男
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号世界貿易センタービル
【電話番号】	0 3 (3 4 3 5) 3 5 4 1
【事務連絡者氏名】	経理本部財務部長 大谷 武男
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2020年12月26日）から2年を経過する日（2022年12月25日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 20,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

設備資金、投融資資金、運転資金及び借入金返済に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第98期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月25日関東財務局長に提出
事業年度 第99期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第100期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第99期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月7日関東財務局長に提出
事業年度 第99期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年11月10日関東財務局長に提出
事業年度 第99期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第100期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第100期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第100期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） 2022年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第101期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第101期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月14日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年12月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年12月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年12月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年6月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年12月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年11月6日に関東財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記2の第99期第1四半期報告書の訂正報告書）を2020年10月15日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を2020年10月15日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2020年12月18日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、本発行登録書提出日現在においてその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

K Y B 株式会社 本店

（東京都港区浜松町二丁目4番1号世界貿易センタービル）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。